

2025年3月24日 日本平和委員会の防衛省交渉文字起こし

防衛省側の出席は人事教育局人材育成課の八木部員と川添係長

（岩月）時間になりましたので、ただいまから自衛官等及び陸自高等工科学学校募集目的のための自治体への名簿提供要請と住民基本台帳の閲覧請求並びに個別訪問の中止を求める政府要請を始めさせていただきます。私司会を務めます日本平和委員会事務局次長の岩月と言いますどうぞよろしくお願いをいたします。最初にこちらの方から代表理事に一言ご挨拶をそちらの方にさせていただきます。それから既に回答文書をいただいていますので、再質問という形で展開させていただければと思います。よろしくお願いいたします。それでは岸代表よろしくお願いします。

（岸）はい、今日はお集まりいただきありがとうございます。防衛省の方も、事前に回答いただきましてありがとうございます。私は日本平和委員会の代表理事を務めております、弁護士の岸と言います。私たちは自衛隊が自治体に要請し、これに応じて自治体が青年たちの個人情報を提供すること自体が、法の根拠がないということで、違法であるということで運動をしていました。ちょうど1年前になりますけども、奈良市にこれはおかしいということで原告になる決意をしていただいた青年が現れましたので、それを機に提訴をしています。今日は事前に質問も出して、また回答もいただいているということで、裁判の方でもですね、国と奈良市との間で色々議論があって、ただなかなかこうきちんと答えていただけないということもありますので、直接ですね、行政府の方にお答えをいただいて、また私たちの見解も伝えていきたいということになります。国から今日は要請行動に参加していただいておりますので、是非有意義なっていうとあれですけども、こちらからも色々お話を聞きたいということもありますので、今日はよろしくお願いします。

（岩月）ありがとうございます。それではあの全ての要請項目にやり取りということじゃなくて、時間の限りもありますので、重点項目から順番にこちらの方からお聞きをしたいという風に思います。オンラインで参加の皆さんには、チャットで防衛省の回答を発信しておりますのでご確認もいただければと思います。よろしくお願いいたします。

（有田）私、日本平和委員会で、平和新聞編集長をしております有田と申します。私はこの間、防衛省報道室を通じてですね、色々この問題では質問させていただいてきたのですが、この質問事項ですね、今日これに基づいて質問したいと思います。早速もう時間がないので、始めたいと思います。防衛省としては、自衛隊法97条1項と自衛隊法施行令120条に基づいて、募集対象者情報の提供を求めているということが、この間の経過ですが、これについてかなり核心の部分でもあるのですが、この資料ですね。施行令120条こ

れに当てはまるということで提供を求めている。この資料の解釈に、果たしてこの住基情報・個人情報にこれに含まれるのかという問題提起が、奈良の裁判とか神戸の住民訴訟とかでも、これは今訴えられているということなのですが、この防衛省がいう自衛隊法施行令の資料というものに、これ必要なものであるっていう風に書いてあるのですけれども、資料イコール住基情報と。個人情報に当てはまるっていうその解釈の理屈っていうのは、どういうところにあるのでしょうか。

（防衛省）こちらにもちょっと回答で書かせていただいておりますけれども、募集に関して必要なものに限定しまして、資料の提供をお願いしているところでございます。その中に個人の氏名ですとか生年月日、性別、住所に関するもの、こちらが記載されたものに限定して資料の提出を求めているという状況でございます。

（有田）この情報が入ると、だから必要っていう部分がそういう風に解釈する理由であるっていうお答えだと思うのですけれども、これ仮に、質問項目で書いていることですが、あの2003年の4月の個人情報保護特別委員会で、これ当時の中村哲治衆議院議員ですね。法的にはこの住基情報以外のものでも、必要という風に判断されれば、法文上はそういう風に解釈できると書いてあるのです。必要であれば、例えば住基情報以外も根拠に含まれるっていうことで考えてもよろしいのでしょうか。この当時の宇田川新一・防衛省人事教育局長の解釈というのは、今もそういう解釈でいいのかということです。その点はいかがでしょう。

（防衛省）我々はこの解釈の変更はないという認識でございまして、すいません、氏名と生年月日、性別、それから住所に関する情報、こちらについてが、募集の情報だという風に限定をして運用しているところでございます。

（有田）解釈の変更はないということなので、要は必要であれば何でも対象を広げることとはできるってことですね。今の現段階ではその情報でとどめている。これは一つの政治判断としてとどめているのだと思うのですが、場合によってはそれ以外のものも対象になり得るってことですか。それちょっと確認したいと思います。

（防衛省）法文上はおっしゃるような解釈になろうかと。あの昔の解釈がございすけれども、そこに変更はないというところは、引き継がれていると思います。ただ我々としては今頂いております情報以外で、何かこう求めるといったところはございませんし、今現状情報が募集対象者情報という風に限定しておりますので、それで運用しているというところでございます。

（有田）例えばですね、自治体の側が、世帯主情報を提供している自治体が現にあるんですよ。これ多分把握されていないかもしれないので、今言いますが、茨城県内のある自治体が、世帯主情報を提供しています。これは自衛隊の側から依頼があったケースではないのですが、自治体が独自に出しているってことなのですね。こういう例があるということ、おそらく資料っていう範囲で限定がされていないから、多分そういう風に自治体が判断して出している例だと思うのですが、茨城地本、これ阿見町ですね実際出しているのは。そういう風な対応をしているってことについては、どういう風に対応されますか。

（防衛省）えっとすみません。その情報以外取得しているというのは、本省の方ではちょっと把握していないところです。我々は情報について提出を求めるというのは、次官通達で次官大臣依頼、すみません、情報を求めというのは、本省の方で明確に地方協力本部・陸幕長を通じて地方協力本部の方に、通知をしているところでございますので、我々としては求めるのは4情報という風に認識をしております。ただこの茨城県の世帯主情報を入手しているというのは、すみません把握はしておりません。

（有田）これ既に確認されていることなので、また調査をしていただきたいなと思います。それでこの1番の質問の最後の問いになるのですが、基本的に、例えば2021年の防衛・総務両省の通知に、それに至るまでの、防衛省や総務省内での検討の過程について、私が開示請求した文章がここにあります。けれども基本的に、その「解される」という言い方を、防衛省がするということに非常に違和感がある。法律の解釈権っていうのは、これは防衛省というよりも、それは司法の場がやっぱりするべきだと思うので。国の側がですね、何でも「解される」という形で、そういう立場を作ってしまうと、さっきの中村哲治元議員が言ったように、全て何でも必要であれば、そういう風になるっていうことが、認められかねない状況があります。その点について兵庫県弁護士会が声明を出しています。ネットでも見られると思います。やっぱりその解釈の範囲が必要であると。その資料または報告の範囲が広がる可能性があるという風に書いてありますから、そういう懸念があるってことですね。私の方から非常に強くお伝えをしたいという風に思います。それじゃ1番の質問についてはこれで終わりますけれども、何かこの点で、参加者の方から質問があるという方は、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。では次行きましょう。じゃあ重点的な項目から先に行きたいと思います。次は2番ですね。じゃあここは河戸さんの方から。

（河戸）私、奈良県平和委員会の河戸です。奈良の裁判を支援する会の事務局長をやっています。あの2番の質問で一つだけ押えておきたいのですが、この情報の提供の法的根拠ですけど、住民基本台帳法には、明文の規定がないという風に回答にありますね。住民基本台帳法には明文の規定がないということで間違いはないですか。

（防衛省）明文の規定がないということで問題はありません。

（河戸）ないわけですね。つまり住民基本台帳法は、住基台帳を自治体が管理するために作られた特別の法律ですよ。その目的を持っている法律のどこを読んでも、一定の年齢の青年の個人情報を、網羅的に全部提供するという規定はないわけですね。今お答えになったように住基法上規定がないのに、なぜ「住基法上、特段の問題が生じない」という結論になるのですか。これ明らかに言っていることは矛盾じゃないですか。この2021年の2月5日の通知。この通知には「住民基本台帳法上、特段の問題を生じるものではない。」住民基本台帳法上という言葉がついていますよね。住基法上に名文規定がないのに、住基法上特段の問題がないっていう、これはもう明らかに論理矛盾じゃないですか。いかがですか。

（防衛省）住民基本台帳に記載されております情報の提供というのは、自衛隊法に基づいて行われております事務でございますので、住基法上に明文の規定がないからといって、あの記載の通りですが、特段問題の生じるものではないという風に解釈をしております。「特段の問題を生じるものではない」につきましては、自衛隊法に基づく対象情報の提供は、住民基本台帳法に基づく閲覧請求とは別の手続きで、互いの法律を指定するものではないという風に解釈しております、その点総務省とも調整が済んでいるものでございます。

（河戸）それならば、通知のこの文章おかしいでしょう。「住民基本台帳法上、特段の問題がない」などを書いてある。正しく書くのであれば、住民基本台帳法上は何ら規定がありません。しかし自衛隊法によって提供できると、書くのであればそう書くべきですよ。だからもう、これは明らかに論理矛盾だということを指摘しておきます。

それで自衛隊法97条と同施行令120条で、この情報の根こそぎ提供が可能なのかどうかというところに入っていきます。質問の6番のところですね。個人情報保護法の第69条1項。個人情報保護法第69条は、目的外に国・自治体が保有する個人情報を本人の同意なしに使ってはならない、外部に流出させてはならないという規定ですね。ただしその場合に例外があって「法令に基づく場合を除き」書いてあります。だから国は、防衛省はこの「法令に基づく場合」に該当するので合法だとかいう立場ですね。教えてください。

（防衛省）その通りでございます。

（河戸）そうするとですね、自衛隊法なんていうのは1964年制定でしょう。個人情報保護法も住民基本台帳法も制定されていない時代に作られた法律です。この自衛隊法97

条に何か個人情報に関する規定が書かれてありますか。個人情報保護に関する規定が自衛隊法 97 条のどこかに触れられていますか。

（防衛省）自衛隊法 97 条は、都道府県等が処理する事務ということで規定しているものでございますので、個人情報について何か記載されているという条項ではございません。

（河戸）書いていませんよね。自衛隊法自体に個人情報の保護に関することが触れられていないのに、その下位法・下位規範である施行令で個人情報を提供できるっていうのは、これは法の授權の限界を明らかに超える、間違った解釈だということを指摘したいのです。それで、この回答で答えていないじゃないですか。この自衛隊法 97 条及び施行令 120 条が個人情報保護法 69 条の「法令に基づく場合」に該当するとは答えているけれど、それならばそれ以外に「例外となるこの法令」にはどんな法令があるのですかと聞いているのです。「防衛省において網羅的に把握していないため、防衛省からお答えすることはできない。」と回答していますが、これ本当に分からないのですか。

（防衛省）あの我々所管の法律等ではちょっと分からないのですけれども、あの以外ではちょっと分からないので、所管の法律、防衛省以外のところで所管されている法律で、もしかしたらあるのかもしれないのですが、その辺防衛省で全部把握しているわけではないということで回答させていただいております。

（河戸）あのね、この点は極めて大事な点だから聞いているのですよ。この個人情報保護法第 69 条の「法令に基づく場合」という例外適用、これによって個人の人権が制限されているのです。本来、本人の同意なく目的外に個人情報を流出させてはならないという風になっているのに、この「法令に基づく場合」に該当すれば、それはできるということになるわけですよ。じゃ自衛隊法 97 条がそれに該当すると言うのであれば、それ以外にどんな法律がこれに該当するのか。答えないのですね。今日の交渉の中で。こんなことですね、個人情報保護法の解説本にちゃんと書いてあるじゃないですか。ちょっと調べれば分かることですよ。意図的にあなた方は、答えようとしただけでしょう。これ奈良の裁判でも、既にもう法廷に証拠として提出していますけれど、この個人情報保護法の解説本にある法令の定め例示。どんな法律があるのかというと、自衛隊法なんてそんなところに入っていないよ。例えばこの解説本にあるのは、捜査機関の行う捜査、刑事訴訟法第 197 条、あるいは国税反則取り締まり法第 1 条。収税官吏、徴税吏員の行う犯罪捜査の調査。脱税のための調査でしょう。それ以外には出入国管理及び難民認定法第 28 条。行政機関が行う調査。さらには無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 29 条。生活保護法第 29 条。このような法令が例示として挙げられているのです。この解説本の中に。つまりこれらは極めて特殊な例であって、犯罪の容疑者や、脱税犯の容疑者に限定して、その人の個人情報を、本人の同意なしに、捜査のために提供することができる

という規定じゃないですか。それとこの自衛隊法９７条が同列に扱われるのですか。あなた方のやっていることは、１８歳とか２２歳の青年。その自治体に住む、この年度にその歳になる人の個人情報をもとに提出せよと求めているのでしょうか。要は同じ年齢の、全ての住民の個人情報の提供を求めている。それがなぜ、この犯罪捜査と同列に扱われるのですか。これはね皆さん、自衛官等の募集対象者、１８歳、２２歳の青年たちの人権を、どう考えているのかということを、私は聞きたいのです。犯罪や脱税や不法入国、テロ組織の容疑者と同じような扱いをしているということですね。違いますか。これは極めて深刻な人権侵害じゃないですか。なにか反論ありますか。あったらどうぞ。

（防衛省） （反論なし）

（河戸） 反論なし。はい答弁不能ですね。次行きましょう。

４番のところでちょっとお聞きしたいのですが、自衛隊法施行令１２０条の規定ですね、必要な資料の提出を求めることができると。つまりこの募集対象者情報の提出っていうのは、これは自治体にとっては義務ではないということは、もう明確なのですよね。これはもう分かっています。あの地方自治体への技術的助言というの、それはそれに応じないからと言って不利益な扱いをしてはいけないという風なことが規定されていますから、それは分かっているのです。分かっているのですが、あの回答にあるように、強制するものではなく地方自治体に、丁寧に依頼をするという風に回答いただいていますけれども、これは、私はすごく重要だなと思うのです。この情報の提供を、防衛省は自治体に依頼しているわけですよね。これはあくまでも依頼であって、提供を義務付ける強制力はどこにもないですよね。それを確認しておきますよ。回答で「強制するものではなく」と書いてあるから、強制するものではありませんよね。

（防衛省） 強制するものではありません。

（河戸） ということは自治体が判断できるのですね。

（防衛省） 自治体の判断です。

（河戸） 自治体の判断で、提供することもできるかもしれないけれど、提供を拒むというか、提供できないという判断もあり得るということですよね。実際、全国の約６５％の自治体が今や提供に応じているようだけれど、それでも残りの約３５％は提供に応じていないところがあるわけですから。これらの自治体が、いわば法律違反しているとかいう、そんな問題ではないですよね。これも国会で明らかになっていますが、ちょっとダメ押しをして、聞いておきたいのですが、この名簿提供に応じない自治体に対し、国からのペナルティはありますか。

（防衛省）ペナルティというのは特にはないです。

（河戸）ないですね。具体的に聞きましょう。能登半島地震とか大規模災害が起こった時に、自治体の首長が自衛隊に災害救援の出動要請をしますね。その時に、この自治体は名簿提供に応じている、ここの自治体は名簿提供に応じていない、というようなことで差別的な扱いをすることは一切ありませんね。名簿提供に応じていない自治体には災害救援に行かないなどというようことはありえないでしょう。

（防衛省）ありえないです。

（河戸）ありえないですね。はいそれだけちょっと抑えておきましょう。ただですね、自治体の関係者の皆さんの中には「自衛隊さんに、いざとなったら災害救援に来てもらわないといけないので、これは断れないです。」というようなことを言っている自治体の担当者も多いのです。だからそのところはしっかりと、自衛隊としても防衛省としても、ちゃんと丁寧に説明すると言うのであれば、そのことをちゃんと説明しないといけませんよ。

（有田）今の回答で、自治体に対するペナルティはありえないという風におっしゃいましたが、例の2021年2月5日付けで、防衛・総務両省の通知が出るにあたっての、これはもうご案内の通り、その前年度の長崎県の大村市と熊本県合志市の対応ですね。今お手元にある資料だと思います。その中で具体的な支障事例っていうのが出ているんですよね。名簿提供に応じるべきか、応じるべきではないか、ということの判断材料の中に、質問の5に書いていますけれども、「自衛隊からの要望は毎年度強く、自治体ごとに対応が異なることを強く非難される。」と、こういう支障事例が書いてあります。この質問に対する回答、一切回答していただいていませんが、こういう事例があるということは、（地方自治体が）そういう記述をされているっていうことは、把握はされていますか。

（防衛省）はいしております。

（有田）じゃあこうした、防衛省の指摘されている態度は、どういう風に考えていますか。これはやっぱりすごく問題だと思います。自治体の対応を、自衛隊が非難しているんですよ。この指摘に基づくと、つまり思うような対応を取ってもらっていないから、その自治体を非難するっていう文言。これが自治体から出されている声にあるわけです。これはさっき言ったように、強制をしないと、ペナルティを生じないっていう風にお答えいただいているのですけれども、それにもこれは反するのではないかと。こういう対応がある

ということ、それについてはどういう風に認識されていますか。把握していますという風にお答えされたので。

（防衛省）あの把握はしておりますが、自衛隊が非難をしているという認識はしておりません。あのどちらからの、その非難なのかちょっと分かりませんが、強く非難されるという文言が記載されているということは承知しております。

（河戸）いや今話をしているのは、単なる伝聞とかで聞いているっていう話じゃなくて、令和2年度地方分権改革に関する提案募集の中で、長崎県大村市、熊本県合志市とかの自治体の提案の中で文書に書いているのですよ。公文書の中で。その中で「自衛隊からの要望は毎年度強く、自治体ごとに対応が異なることを強く非難される」と。「非難する」の主語は自衛隊ではないですか。これは明らかに自治体に圧力をかけているじゃないですか。一方で、丁寧に対応するとか、強制ではございませんとか言いながら、もう一方でこういう圧力をかけているっていうのは、けしからんと私は思っています。それとですね、自治体に色々申し入れをして、担当者と話をしていると「これは法定受託事務ですから断れません。だから情報の提供も義務です。」という風に言い切っているような自治体の担当者も中にはいるのです。でもそれは先ほどの答えですと、明らかに間違っていますよね。その自治体の担当者の回答は。それは防衛省の立場からしても、そのようなことを自治体の担当者が住民に対して答えていることは、これは間違った対応ですよ。だからなぜそうなるのかということ、先ほど言った、圧力をかけたりしているからということ指摘したいのです。

（防衛省）あの直接的にすいません。その圧力をかけている、かけていないっていうのはちょっと本省では把握はしていないところでございます。

（河戸）要するに自治体のそういう解釈は正しくないですねっていうことを確認したいのです。

（防衛省）法定受託事務ではあるのですが、それに対して何かこうペナルティがあるというものでもございませんし、こちらは必要な情報を、必要ですということで、丁寧にご説明をさせていただいて、それにももちろん応じていただけないところもございますし、こちらは例えば名簿の提供をお願いしても、閲覧でお願いしたいというような自治体さんもあり、それぞれで異なりますので、そのなんですかね、自治体さんの、ご判断にそった形で、我々もご協力いただくというような感じに今はなっております。

（河戸）だから法定受託事務だということはあったとしても、この情報の提供は義務ではないということは確認しておきます。その上で、こんな話もあるのですよ。これは富山市



の例です。富山市も文書で提供、紙媒体で名簿提供をしています。これに対し、申し入れに行った住民に、富山市の担当職員はなんと答えているか。「これは納税の義務と同じです。税金を払う義務があるのと同じように、個人情報の提供はやってもらわないと困る。断れませんか。」とこんなことを言っている。暴言じゃないですか。だから富山地方協力本部にちゃんとあなた方が対応して、富山市の市役所の担当者に話しに行ったらどうですか。こんな間違った説明をしていたら、防衛省の立場からしても、これは誤解が生じるっていうことになるでしょう。それぐらいのことをやらないで、自治体の問題で私らは知りませんではすまないと思えますよ。

（有田）とにかく先ほどから言っているように、この名簿提供は法定受託事務ではない。それでさっきの強く避難されるっていう、この令和2年度地方分権改革に対する提案募集の、この支障事例ですね。これは防衛省が開示された資料の中に入っているんです。この記述が。だからこれはさらっと書かれていますが、やっぱり見過ごしちゃいけない。これはですね、どこの自治体が提案したのかは調べれば分かると思う。ここにはどこの自治体とか書いてないのですが、この提案団体及びこの共同提案団体ですね、全国に20ぐらいありますが、調べればすぐ分かると思います。だからこれは実際、ここに書いてある例はどういう例だったかということは、ちょっと調査をお願いしたいと思います。この点はやっぱり見過ごせない問題だと思います。調査をしていただくということによろしいですか。

（防衛省）この主語が誰何なのか。すいませんこの点、ここでちょっと即答はできませんので持ち帰らせていただきます。

（有田）では持ち帰った結果を、また教えてください。あの今の点に関して、オンラインの方も含めて何かご質問ある方いますか。

（諸富）諸富からお願いします。よろしいでしょうか。はいえっと自衛隊名簿提供検訴訟の弁護団の人であります諸富と申します。よろしく申し上げます。4番のところですね、地方公共団体に対して、名簿提供については依頼をされていると言っているところですが、これは毎年依頼されているということで間違いないでしょうか。

（防衛省）毎年あの防衛大臣名で文書の方を省内で作りまして、それを受けて各地方協力本部の方が、自治体さんとの関係に応じて持参をしたりですとか、文書発出して郵送させていただいて依頼をしたりというのを、毎年行っているものでございます。

（諸富）その依頼がない限りは、そういう風な名簿提供を受けないということになるということで理解してもよろしいでしょうか。

（防衛省）依頼がないから求められないということではなくて、例年こちらから、どういった理由で必要になるのかというのは丁寧に説明をさせていただいて、毎年あの必ず出すということになっているものでは何か規定上あるものではないのですが、文書の方で依頼をさせていただいているという状況でございます。

（諸富）そうすると、前の年のものであっても、それでもう、その文書で済むというようなこともありえるという理解になりますか。

（防衛省）あの年齢、１８歳２２歳というような年齢を示しているのがその文書になりますので、いつからいつまでに生まれた生年月日の方というようなことを、毎年年齢の方を記載させていただいておりますので、その文章をもとに、自治体さんの方で対応していただいているという状況でございます。

（諸富）私から以上です。

（有田）次、行っていいですか。１３番のところですか。ちょっと合体させるような形で質問したいと思います。じゃあ河戸さんの方から。

（河戸）あのここでは、提供というよりも閲覧のことを聞きたいのです。住民基本台帳法の１１条に閲覧の規定がありますよね。この住基法は２００６年に抜本改定されて、それまでは原則誰でも閲覧できたものを、原則不開示っていうか、閲覧はできないという風に変えられましたよね。２００６年に。この住基法の原則がゴロツと変わってしまった。ただどんな場合でも、例外というのがあるわけで、それでも閲覧をさせることができるということあるのですが、ただそれは無条件でできるわけじゃないでしょう。特にこの２００６年の改正によって非常に厳格な、ハードルっていうか、条件が課せられていますよね。これは国・自衛隊であっても同じことだと思いますが、原則は閲覧もできないのです。ただできる場合というのは、１１条にこう書いてあります。「国または地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合」には、閲覧することを請求することができます。こうなっています。つまり「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」という条件がついているのです。これをクリアしていなかったら、なんでもかんでも閲覧はできないですよ。そこでちょっと聞きたいのですが、陸自高等工科学学校生、防衛大学校、防衛医科大学校生、これらは自衛隊法９７条、同施行令１２０条に言う「自衛官及び自衛官候補生」には該当しませんよね。そうするとこれらの学生の募集のために、一体何の法律が根拠になっているのですか。法律何々の何条か。教えてください。

（防衛省）自衛隊法２９条１項です。

(河戸) はい自衛隊法第29条ですね。そうするとこの自衛隊法29条にはこう書いてあるのです。「地方協力本部においては地方における渉外及び広報、自衛官及び自衛官候補生の募集、その他防衛大臣の定める事務を行う」そうするとですね、確かにここに自衛官及び自衛官広報生の募集という言葉があります。だからこれはまあ根拠になるでしょう。ところが陸自高等工科学校生の募集って、どこにも書いてないじゃないですか。防衛大学生、防衛医科大学生の募集ってこともどこにも書いていません。じゃあなぜこの条文が、住基法11条にある「法律に定める事務の遂行」ということに当たるのですか。

(防衛省) 自衛隊法の29条に関しまして、あの最後に「その他防衛大臣が定める事務」とありまして、こちらに基づきまして、あの地方協力本部の訓令ですが、そちらの方にあの高等工科学校生の募集と、記載しておりますので。

(河戸) 法律の解釈が、私はむちゃくちゃだと思うのです。「防衛大臣の定めるその他の事務」？その他の事務なんて言い出したら、どんな事務も含まれるじゃないですか。さっきも言いました、住基法は2006年に改正されて原則閲覧はできないと。閲覧をする場には特別な条件がクリアされなければならないと言っています。「防衛大臣の定める事務」って、こんな広範な曖昧な定義で、全ての事務が含まれるということは、明らかに法律の解釈が間違っているという風に思います。

(有田) それから15番行きます。その上でなんですが、これは私が茨城地本に取材をして、また当該の自治体にも取材をして分かった例ですが、自衛隊法施行令120条、自衛隊法97条1項にも該当しない、陸自高等工科学校の生徒募集に対して、資料の提出を求めたという例がありました。これは多分調べていただいた通りだと思います。これは不適切な依頼であったということを、茨城地本が認めて謝罪したわけです。これ謝罪した理由ってというのは、先ほどおっしゃったように、自衛官または自衛官候補生、つまり自衛隊法97条に該当しない、高等工科の生徒募集で、紙媒体の名簿提出を求めたということが不適切だったということ。自衛官または自衛官候補生には、高等工科学校の生徒及び防衛大学校、防衛医科大学校の学生は含まれない。このことをまず確認します。これは間違いないですね。

(防衛省) はい間違いないです。

(有田) その上でなんですけれども、地方協力本部の文書があります。これです。これは地方協力本部長名で出されているのです。この文書は。ということは、これ地方協力本部長がおそらく確認をしているのだと思いますが、この誤りってというのは絶対気づくと思う

のです。そうしたところ実際はどうだったのですか。そういう確認とかはしていないということなのでしょうか。

（防衛省）これは地方協力本部長名で発出をしていますので、当然、担当から地方協力本部長まで、誰かが気づかなければならなかった案件だとは思っておりますが、結果的に誰も分からなかったということです。

（有田）これはやっぱり、非常に問題があるケースだと思うのは、自衛官または自衛官候補生の中に、高等工科学校の生徒が入るっていう誤解ということではなくて、公文書である依頼書で「自衛官または学生等」と記載しているんです。だからこれはですね、自衛隊法97条の条文そのものを書き違えているということなんです。これはやっぱり、非常に問題なケースで、意図的であったという風に言われてもおかしくないと思います。

その上でなんですが、その2つ目の丸（回答）ですね。これ同様の事例がないかということで、鹿児島地本でそういう例があったっていう風子書いてあるのですが、この記述だけで大丈夫ですか。

（防衛省）大丈夫かと言いますと。

（有田）この記述だけだと、誤りに気づいて取消しの文章を発簡したという風子書いていますよね。それで終わりじゃないと思うのですが。

（防衛省）すいませんちょっと（意味が）わかりません。

（有田）実際に（15歳の）名簿を提供した自治体が、あるかどうかってことが、書かれていないのですが。

（防衛省）えっと我々が調べた限りでは提供した自治体はないという風に思っています。

（有田）提供した自治体はありますよ。あの、これ阿久根市です。他にもあります。これ確実に書いているのです。これは阿久根市です。これ18歳22歳と一緒に15歳一名簿提供と書いています。紙媒体で提供って書いています。実際に提供した。これ黒塗りですけども阿久根市が開示した文書。これ適齢者名簿ですね。15歳の。これ確認されています。ここまで鹿児島地本の調査をされていたら、こういう事例があったことは、すぐ分かるはずなのですが、鹿児島地本からそういう申告はなかったですか。

（防衛省）把握はしておりませんでした。あの茨城地本の問題を受けて、あの全地本の方に調査をしまして、報告で上がってきたのがこの件だけということでございます。

（有田）調べてみると阿久根市だけじゃないですから。他もあります。鹿児島県下43自治体であります、おそらくかなり複数の自治体で提供されているんです。鹿児島地本はそういうことを申告しなかったと。鹿児島地本に調査をしたってことですよね。これで確認されたっていう風書いてあるのは。ということは実際にその情報を受け取っていたということを、鹿児島地本は申告しなきゃいけないはずなんです。それはやはり問題だと思いますが、どうですか。隠蔽しているのですか。

（防衛省）それはすみません。ちょっとあの初めて今聞きましたので、それは持ち帰って確認しなければならないと思うのですが。すいません確認ですが、この令和5年12月19日の文書を元に、提出された自治体が複数あるということでございますか。

（有田）ですね。つまりこれは（鹿児島地本の依頼文書）令和5年に出している、令和6年度の提出用の名簿として出しています。これがまさにその証拠です。ここにもあります、ちゃんと。阿久根市が15歳男子65名ということで、15歳情報を紙媒体で提供しています。これ他も調べて欲しいです。あの回答、これ文章はないですけど、回答だけですね。他にもありますよ。例えば中種子町とか宇検村とか、そういう自治体でも提供しています。だからこれは、茨城では日立市と大子町の二自治体でしたが、多分それ以上あると思いますので、徹底的に調査をしてもらいたいと思います。

（防衛省）我々がその紙での提供依頼をして、自治体から出てきたのが複数あるということでしょうか。

（有田）だからこれは2023年12月19日に、茨城地本と同様の文書を鹿児島地本が発出していたっていう風にあります。この誤りに気づいて2日後に訂正文書を出したという風書いてありますが、これがちゃんと自治体側に伝わってなくて、自治体がこの日（19日）に出した方の文書に基づいて、もう提出しているってことです。現にこれ提出したっていう風な文書があるわけなので、この辺はちゃんと調査をしないといけないと思うんです。

（防衛省）自治体から文書（15歳名簿）が出されたということを、今初めて聞きましたので、それはちょっと持ち帰らないといけないかなと思っております。

（岩月）ですから、一方的に教えてくださいって聞くと、悪いことをしちゃった場合に自主的に申告するとは限らないわけですよ。しかもそれが、どこまで事態が進んでいるかっていうようなことまでは答えていないわけですよ。各地本は。まあ鹿児島で言えば。だから実際どれだけの名簿を、どういう風に、どこの自治体から、何人分入手してしまったの

かということも含めて、全ての都道府県で再調査をしていただきたいと思います。お願いできますか。

（防衛省）すいませんちょっと、担当だけでは、やりますということは決められないので、持ち帰らせていただきます。

（河戸）茨城地方本部の問題で、ジャパンディフェンスニュース、これは防衛省が出している広報紙ですか、ここに茨城地本が募集活動で不適切な情報提供を依頼したということ。を自ら総括してあります。それで何が不適切だったのかと言うと、要するにこの陸自高等工科学校生については、住基法11条に基づく閲覧、これについても私たちは問題だと思えますが、閲覧のみでしか情報入手ができないと、自衛隊法97条に基づく情報の紙媒体での名簿提供は依頼もやってはならないと、こうなっているのに、それをやったことが不適切だということを反省して謝罪しているわけです。それで自治体、茨城県の日立市と大子町の2つの自治体をその後訪問して、茨城地本の責任者が謝罪をして、間違いでしたということで謝罪までやっているでしょう。ところが、この問題の原因は何だったのかということについて、このジャパンディフェンスの中に、なんと書かれているかと言うと、原因は「職員が高等工科学校生徒に関する情報の取得について閲覧と紙媒体の提供依頼に関して誤認識をした。法令規則等の理解が不十分だった。」こんな原因の分析の仕方で行っているということは、その担当の職員のせいにして、その人の法令理解が不十分だったと言うけれど、今先ほど有田が言ったように、茨城地本本部長名で自治体に依頼文書を出しているのではないですか。その中に明記されているのです。自衛隊法97条に基づいて名簿の提供を依頼しますって。本部長の名前で出している正式な公文書の中に、そんなことが明記されているのです。ということは本部長名で出している公文書ですから、責任はそんな一担当者じゃなくて、少なくとも地本本部長の責任じゃないのですか。だから組織的にこういうことをやっているということじゃないのですか。どうですか。答えられますか。

（防衛省）あの結果として、その担当者より上の、その文書を確認した者の、もうチェックが甘かったとしか言いようがないと思います。

（河戸）先ほども確認しましたが、防衛大学生とか防衛医科大学生も、自衛官及び自衛官候補生ではありませんよね。だからこれらの募集のために、自衛隊法97条に基づく紙媒体等の名簿提供を自治体に求めてはならないでしょう。ところが奈良の裁判で今問題にしているのは、奈良の裁判の原告の元に届いたダイレクトメールの中に、防衛大学生やら防衛医科大学生の募集案内が載っているのです。奈良市が提供した紙媒体の名簿に基づいて情報を入手し、それを使ってダイレクトメールを送って、防衛大学生の募集をやっている

じゃないですか。じゃこれはどうなりますか。茨城地本で謝罪し撤回した。だったら奈良の例も謝罪し撤回しないといけないでしょう。どうですか。

（防衛省）すいませんえっとお答えいたします。えっと自衛官及び衛官候補生以外の種目が、あのはがきの方がついていたという話なのですが、こちらの方が、あくまで自衛官、すぐに自衛官にならない種目ではもちろんあるのですけれども、おっしゃる通り。ただあの一応便宜上そういったところを、あの参考として、ちょっとつけさせていただいているというところで、あの整理しております。

（河戸）便宜上って、何の法律にも基づかないことをやっていて、そんな話通りますか。

（防衛省）あの受験者、募集応募者が、他にもそういう種目があるというのを、あの便宜的にお知らせをしたというところになります。

（河戸）それならばなぜ、茨城地本の例では謝罪し、自治体に訪問までして撤回したのですか。理屈が通らないです。あなた方にやっていることは。

（防衛省）茨城の方は、あの閲覧しかできない者の情報を、紙でこちらからもお願いしますということで提供しているということです。それはもうあの謝罪をして、再発防止策も講じて省內的に注意喚起もしてということをやっております。

（河戸）いや、だから、先ほど言ったように奈良の例も、事実奈良市から名簿提供をして入手した情報を元に、ダイレクトメールを送っているじゃないですか。それ違法じゃないですか。それやっていることは。茨城の例で謝罪するのだったら、こっちも謝罪しなさいという話です。ところがこの裁判の中で、国の主張はどうなっているかというと、自衛官募集につがるから、これはやってもいいと、こんな理屈で正当化している。これ諸富先生何か意見ありませんか。

（諸富）いやもう、はいそこは結構です。

（不破）東京地本なんです、2023年の資料を持っています。地域の自衛官募集事務所から、送られたダイレクトメールを持ってきました。1枚は18歳宛て、自衛官・防衛大学校生募集のものです。個人情報の取り扱いについての根拠は、自衛隊法97条及び同法施行令第120条の規定という書き方です。それから同じ時期に同じ募集事務所から出された15歳宛てのもの、陸上自衛隊高等工科学校の案内など。情報の取り扱いの根拠法令は自衛隊法29条1項及び35条となっています。この4情報は、閲覧をして得た情報のようですが、あの閲覧を認めたあきる野市の広報を見ますと、根拠法令は両方合わせて

自衛隊法第97条第1項それだけしか書いてないわけです。つまり言いたいことは、とにかく募集事務所段階になってくると、まさにこの根拠法令についてでたらめである。これとてもおかしいでしょう。自衛官の募集と陸自工科学校生徒の募集、案内が、同じ法令に基づいているということはね。つまりそういういい加減な状況がある。やっぱり防衛省としても各地本・募集事務所が理解するように説明をしなければいけませんので、丁寧に説明と言っているんですけども、そういう現状にはなっていないということは、ここで認めて欲しいと思います。いかがでしょうか。

（防衛省）事務所ごとにその制度の理解が甘いかどうかっていうのは、ちょっと全部網羅的に把握しているわけではないので、分かりませんが、本省としてはしっかり周知徹底を図っていききたいと思います。

（岩月）あのオンラインで参加されている方で、手をあげていらっしゃる方が。吉岡さんお願いします。

（吉岡）突然すいません。山口県の吉岡と言います。あの基本的なことをお聞きします。あの個人情報を自治体から得て、それを何に使っているのかっていうのを改めてお聞きしたいです。何か目的がなければ、そういうことはしないでしょうから。それから企業や他の公務部分で、こういうことをやることは許されていますか。以上2つ質問です。

（有田）今の質問どうですか。今の質問に答えてください。

（防衛省）あの頂いております情報につきましては、募集に関する案内の送付というのを行っております。職業としての自衛官を、正しく理解していただくために、我々としては非常に重要な募集活動だという風に思っておりますので、そういったことに利用させていただいております。そのためには、地方公共団体さんからの、募集対象者に関する情報を提供いただくことが必要だという風に我々は考えております。ただ先ほどもありました通り、こちらに提供いただくのは、強制ではございませんので、我々の立場というものの、なにに利用するのかというのは、丁寧に自治体さんにご説明をさせていただいているという状況でございます。

（有田）あの特別扱いっていう意味では、これ16番のところですよ。今募集の案内っていう風におっしゃったと思うのですが、その募集対象者情報を求め、ここにあるような戸別訪問、家庭訪問。これをやっているのですか。募集対象者情報が元になっているという理解でいいですか。



（防衛省）これは募集対象者情報をもとに、自衛隊法に基づく戸別訪問と言いますか、家庭訪問等を実施していることはございます。

（有田）つまり自治体から得た、自治体から提供された、あるいは閲覧で取得した情報をもとに、家庭訪問をやっているっていう理解でよろしいですね。

（防衛省）これはそうですね。もちろん当然に、保護者の方等のご意向を踏まえた、個別訪問というのは、やっております。

（有田）私はいろんな全国の、何百の自治体のホームページなり、その募集対象者情報の資料も見ましたが、戸別訪問もやっているなんてことはどこにも書いていないです。せいぜいダイレクトメールを送るっていうことぐらいしか書いていないです。けれど戸別訪問を全国でやっているっていう事例がある。北海道とか島根とか確認されていますよね。それはね正直、もう（やっている）と言いましたね。それなら、そういう例があることを、例えば自治体の自衛官募集のホームページとかに、戸別訪問もやっていますって、私が見た限りでは一つも書いてないのですが、なんでそういうことは表明しないのですか。

（防衛省）えっとすみません。どちらにその情報があるのか、ちょっと私も把握していないところでございます。

（有田）地方協力本部のあれですかね、多分これ理解されていない。そういう戸別訪問をやっているなんてこと書いたら、多分あんまり理解されないからじゃないですか。住民の方とかに。

（防衛省）すみません。それはどのようにこう載せているところと、載せてないところが、どういう意図を持って、それをこう記載しているのかは、ちょっと本省では把握していないので。すみませんお答えするのがちょっと難しいです。

（有田）職安法は自衛隊には適用されませんが、民間企業では戸別訪問も家庭訪問も、やってはいけないと、これはもう大原則のルールですよ。1982年に労働省と文部省が、自衛隊に対してもそのルールを守るようにということを、申し入れをしています。この申し入れの扱いは今どうなっているのですか。これは書いてもらっていないですが、回答の中で。

（防衛省）申し入れがあったことは承知しておりまして、16番の一で、回答している通り、当時の防衛庁側からは、あの自衛隊としましては、家庭訪問等で直接ここに広報をせ

ざるを得ないのが実情ですという風に、口頭で回答しているという記録が残っているというのを確認しております。

（有田）あの直接広報せざるを得ないっていうのは、理由なのですか。今もこの解釈の通りでその理由のままなんですか。

（防衛省）特になにか変更があったものではございませんので、その当時の回答を踏襲しているとは思いますが。

（有田）この当時の回答に続きがあります。要はこの当時の防衛庁の回答は、学校等での説明会とか学校等での募集案内の配布とか、自治体とかで募集案内のリーフが置いてもらえないような状況があるってことを言っているんです。今は多分かなり状況が変わっていると思います。いろんな各地の学校で、学校内での募集説明会とかいろんなことやっていると思います。自治体でのいろんな、例えば消防とか警察との合同説明会もやっていますよ。その当時と比べて、格段に、その接触できるような条件っていうのは、自衛隊の側が作っていると思うんです。けれどもそんな中でも、家庭訪問をやらなければいけないのですか。つまり他の企業では、民間ではできないってこと、さっきすごく頷かれていましたけれども、自衛隊は特別扱いをされているっていう認識でいいのですか。ちょっと改めて回答きっちり聞きたいです。民間や他の公務部門ではこういうことを許されているのかどうかっていうことを。どう認識しているのか。はっきり言ってください。他の公務部門がどういうやり方をされているかっていうのは。

（吉岡）ちょっと私やり方の問題じゃない（怒り）、人権の問題として、知らないはずがないでしょうが。それを知らずにやっているとしたら、それ自体が大問題です。同じ政府の元で、そこに立って相手をしているのか。けしからん。どうなんですか。

（防衛省）あの特別扱いと言いますか、我々はあの自衛隊法に基づいて、行動、活動を行っているということでございます。

（吉岡）でもあなたは職業の一つと言ったじゃないですか。

（岩月）この問題、大変重要な問題ですけれども、ちょっと時間が来ておりますので、この件に関してまた改めて、別の形で要請をさせていただくこともあろうかと思っておりますので、その際はよろしくお願いをしたいという風に思います。それでちょっとひとつ確認ですが、質問の法定受託事務として、この強制するものでないっていうのは、法定受託事務を強制するものではないということなのか、名簿の提供を強制するものではないのか。どちらのことを言っているのですか。

（防衛省）法廷受託事務ではありますけれども、何もそれに対してペナルティはございませんので、あの強制するものではないという認識でございます。

（岩月）あと資料のお願いで、あの8番ですね。どれだけ実際に、（募集のダイレクトメールを）発送されているかということですね。これ時間がなかったので、後で調べて、回答してください。予算執行して何通発送しているかということは、はっきりしているわけですから、調べて教えていただきたいという風に思います。これは提供で（情報を）得た人数、それから閲覧で得た人数を、多分地本ごとで集計していると思いますが。これ出せないですか。これは必ず調べていただきたいと思います。今の点はよろしいですか。

（河戸）諸富先生が手上げておられます。

（諸富）すいません時間のないところ一点だけ確認をさせてください。えっと先ほど16番のところで保護者の方などのご意向を踏まえたという風におっしゃられましたが、その保護者の意向というのは、どのように確認をされているのかをお聞きしたいと思っています。あともう一点、えっと先ほどですね。13番のところで、自衛隊法29条の「防衛大臣の定める事務」として行っているというところの中で、訓令があるという風におっしゃっておられましたけれど、訓令の具体的な名前、訓令名と、その対象の条文、条数を、ご教示いただきますでしょうか。よろしくお願いします。

（防衛省）あのすいません。具体的にどのような、保護者様への活動をしているのかというのは、それぞれあの広報官ごと、地本ごとに、ちょっと違うと思いますので、すいませんここであの統一的に、回答はできない状況であることを、ご理解いただければと思います。訓令は後ほどに（回答）します。すいません、今ちょっと名前がすぐ出てこないの、後ほどでもよろしいでしょうか。

（諸富）後ほどでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

（河戸）時間がないのですが、あの質問の14番のところ、この閲覧の規定ですね。住基法11条、この「法令に定める事務の遂行のために必要である場合」この後段の「必要である場合」ということの解釈ですが。住基法11条には「請求事由」を明記して、請求せよと、こうなっているでしょう。請求事由をちゃんと請求書に書かないといけないのですよ。ところが自衛隊地本が提出している請求書には「自衛官及び自衛官候補生の募集のため」って、この一行だけでしょ。こんなことで請求事由になるのですか。住基法11条の「必要である場合」ということの説明に全くなっていないと思います。あの今日の回答の中に、私は耳を疑いましたけれど、この「必要な場合」の定義について「防衛省として

お答えする立場にない」と回答している。閲覧請求をしているのに「必要な場合」の定義に答えられなかったら、請求できないじゃないですか。全く矛盾していますよ。だからこの「必要な場合」の定義について答えられないのだったら、もうこの閲覧の請求を一切やめなさい。全国でそうしないと、あのダメですよ。以上、あの要求として。是非ご検討いただきたいと思います。

（岸）あの予定の時間を、ちょっとオーバーをしてしまったのですが、すいません最後、あのこの13番の閲覧を請求できるっていうことで、これもさっきお話しした、提供と一緒に、強制ではないと、ペナルティもないという理解でいいですか。

（防衛省）はいおっしゃる通りです。閲覧の方ですが、住民基本台帳法に基づくあの請求になっていまして、ちょっとうちの方から、今必ずあの、ペナルティとかありません。ちょっと分からないというのが。おそらくないとは認識はしているのですが。はいすいません。あとすいません。あの先ほど、お問い合わせのありました「防衛大臣の定める事務」なんですけども、すいません、自衛隊地方協力本部の「組織等に関する訓令」の方に載っておりまして、一応その第1条の方です。あのホームページ、インターネットの方で見られますので。すいません。一応もし、あれだったら、確認していただければと思います。

（諸富）ごめんなさい。もう一度言っていただいていいですか。

（防衛省）ごめんなさい。はい自衛隊地方協力本部の組織等に関する訓令です。

（諸富）ありがとうございます。

（岸）防衛省としてはそういう理解だっていうことでいいのですか。

（防衛省）その調べて後で。いや、だから防衛省として住民基本台帳法の解釈についてはお答えできないけれども、

（岸）防衛省の理解としては、強制ではないペナルティもないという理解でいいですか。

（防衛省）強制の方はちょっと分かりません。ペナルティは少なくともないと認識はしています。

（岸）分かりました。予定をオーバーしてしまいましたけれど、それだけ細かいいろんな問題点、論点があるということですので。あの多くの国民の皆さんや、保護者の皆さん

や、18歳22歳のその人たちが心配をするという、そういう問題でもあるので。是非あの裁判もやられていますけれども、引き続き、あの適宜、要請をさせていただくこともあると思います。よろしくお願いをいたします。今日は長い時間ありがとうございました。